

不動産引渡命令の申立てをされた方へ

不動産引渡命令が発令された後の手続は次のとおりです。

- 1 引渡命令が発令されると、裁判所からあなた（申立人）と相手方宛てに引渡命令正本が郵送されます。
- 2 引渡命令は、相手方が引渡命令正本を受け取ってから1週間以内に不服申立て（執行抗告）の手続を取らなければ確定します。
※ 相手方が受け取らない場合には、再送達分の郵便切手を追加納付していただくなど別途手続が必要ですので、裁判所からあなたに連絡をします。
- 3 あなたが引渡命令正本を受け取ってから10日程度が過ぎたら、引渡命令が確定したか否かを裁判所に電話等で照会してください（その際には、引渡命令の右上に記載されている事件番号（平成〇年(ワ)第〇号、平成〇年(ケ)第〇号）を教えてください。）。
○ 盛岡地方裁判所第2民事部競売係 直通電話019-622-3280
- 4 執行官に明渡しの強制執行の申立てをする場合には、引渡命令が確定した後、裁判所に執行文付与の申立て及び送達証明の申請をしてください。

(持参するもの)

- ① 収入印紙450円分（執行文付与300円+送達証明150円）
- ② 不動産引渡命令申立書に押した印鑑
- ③ 裁判所から送られてきた引渡命令正本

※ 申立書は裁判所に備え置いてあります。

- 5 上記4の手続まで終了したら、執行官に明渡しの強制執行の申立てをすることができます。
※ 明渡しの強制執行を申し立てる際には、予納金を納めていただきます。詳細については、執行官室にお尋ねください。

○ 盛岡地方裁判所執行官室 直通電話019-651-7666

